

令和 8 年度県民スポーツ振興事業補助金交付要綱

(補助の目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人愛媛県スポーツ協会（以下「本会」という。）に加盟する団体（国体競技団体除く。以下「加盟団体」という。）が実施する県民スポーツ振興事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲以内で補助金を交付することにより、県民の健全な心身の向上を図り、県民総スポーツの普及振興に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第 2 条 加盟団体が広く県民を対象に、健全な心身と健康な体力作りを目的として行う体育・スポーツ活動で、スポーツ参加人数増加が期待できる事業とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別に定める。

2 補助金額は別に通知する額を限度とする。

3 補助対象期間は別に定める。

(補助金交付申請)

第 4 条 加盟団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別紙様式第 1 号）に次の掲げる書類を添えて、別に定める期日までに会長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書（様式第 2 号）

(2) 収支予算書（様式第 3 号）

(補助金の交付決定)

第 5 条 本会は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに加盟団体（補助事業者）に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第 6 条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業について、その対象となる事業を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書（様式第 2 号）

(2) 収支予算書（様式第 3 号）

(補助事業の中止及び廃止)

第 7 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を本会に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 8 条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実績（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) 事業経費証拠書類
- (4) 事業実施証拠書類
- (5) 補助金精算払請求書（様式第9号）

（補助金額の確定及び交付）

第9条 本会は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めた場合は補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するとともに補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第10条 本会は、前条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第10号）を本会に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し等）

第11条 本会は、第5条の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に該当する場合は、補助金の額の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をした場合
- (3) 補助事業者が、その他この要綱に違反した場合

2 前項(1)から(3)の規定は、補助事業について、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第12条 本会は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、加盟団体に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 本会は、第8条に規定する実績報告により、加盟団体に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超過した補助金が交付されている場合も同様とする。

（調査等）

第13条 本会は、補助金の執行の適正を期するために必要と認めるときは、加盟団体に対し報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査し、もしくは関係者に対し質問することができる。

2 本会は、前項の規定による調査等により、当該補助事業として適合していないと認めるときは、加盟団体に対し、これらを適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(補助金の経理)

第 14 条 加盟団体は、補助事業に係る帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(関係書類の保管)

第 15 条 加盟団体は、前条の帳簿等支出内容を証する書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。